


所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例の全部改正について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 国の政令改正に伴い、職員のサービスの宣誓の実施方法及び文言の整理等を行うため、東大和市職員のサービスの宣誓に関する条例の全部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 職員のサービスの宣誓の際に現行規定されている「任命権者等の前での署名」の文言を削除し、「任命権者に提出する」ように改めるものである。(押印も廃止) なお、併せて全体的に文言整理をする必要があることから全部改正とするものである。</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果 国、東京都と同様の改正をすることで、適正なサービスの宣誓をすることができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年 4月 1日 改正政令を国が施行 10月20日 改正条例を東京都が施行 文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和4年第1回市議会定例会に提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。